令和８年 11 月９日

一般廃棄物排出者各位

海部地区環境事務組合
八穂クリーンセンター所長

ごみ処理手数料の改定について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから当組合の環境行政の推進にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、八穂クリーンセンターに一般廃棄物を搬入する際に徴収する「ごみ処理手数料」について、令和９年４月１日から下記のとおり改定することとなりました。

ごみを排出される事業者様、家庭ごみを直接搬入される個人様におかれましては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する法律」に基づき、廃棄物の適正処理を行う責任があることから、適正な費用負担についてご理解をお願いいたします。

記

１　改定日

令和９年４月１日

２　改定内容

現行		改正後	
事業系ごみ	２００円／１０kg	事業系ごみ	３００円／１０kg
家庭系ごみ	２００円／１０kg	家庭系ごみ	３００円／１０kg

３　その他

地域外へのごみの搬出、地域外からのごみの搬入、不法投棄は廃棄物処理法違反となります。

対象地区：津島市、愛西市、弥富市、あま市（旧甚目寺町除く）、大治町、
蟹江町、飛島村